

特定健康診査・特定保健指導を受けましょう!!

実施率が国が定める目標値に達しない場合「後期高齢者支援金」に加算額が課され、組合員の皆さんの短期掛金の負担増加につながります。

国は、短期経理から納付している後期高齢者支援金の加算率・減算率を、平成30年度からの見直しにより拡大し、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上への取組みを促しています。

平成29年度分の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率により平成30年度の後期高齢者支援金が確定しますが、当組合の平成29年度の実施状況は下表のとおりとなっております。

● 特定健康診査受診率

	組合員	被扶養者	合計
対象者数(人)	14,894	5,179	20,073
受診者数(人)	14,105	2,511	16,616
受診率(%)	94.70	48.48	82.78
全国平均(%)	94.24	47.20	82.09
令和5年度までの目標値	—	—	90%以上

● 特定保健指導実施率

	組合員	被扶養者	合計
対象者数(人)	3,271	255	3,526
実施者数(人)	571	33	604
実施率(%)	17.46	12.94	17.13
全国平均(%)	22.05	8.77	21.14
令和5年度までの目標値	—	—	45%以上

後期高齢者支援金の加算対象となった場合は、次のような加算額(試算)が加わることとなります。特定健康診査・特定保健指導の対象となる方は、毎年必ず受けましょう。

	後期高齢者支援金		加算率(仮)		加算額(試算)
例)	30億円	×	1%	=	3,000万円

特定健康診査受診券交付方法の訂正について(お詫び)

「いばらき共済」令和元年5月号(No.317)15ページに掲載しました特定健康診査受診券交付方法につきまして、誤りがありましたので訂正します。

組合員の被扶養者の方

誤 共済事務担当課から、組合員をとおして交付します。組合員の方は、必ず被扶養者の方にお渡しください。

正 ご自宅へ直接送付します。